

告 示

埼玉県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五 一 三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 店舗西側の町道七号線は、昼夜を問わず交通量が多く、かつ中学生の通学路に指定されている。また、店舗周辺は、住宅地となっており、周辺道路は生活道路として利用されている。したがって、搬入車両、従業員自家用車の運転手はもとより、来店客に対しても、周辺道路での最徐行を促すなど、交通安全に配慮すること。

・ 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準について、営業時間の延長等により拡大された時間帯の一部は、これまでの時間帯の規制基準よりも厳格化されることになるので、今まで以上に良好な生活環境の保全に努めること。

二 縦覧期間

平成二十五年二月八日から平成二十五年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター